

# 生乳増産対策特認事業実施要領 全国酪農業協同組合連合会実施細則

一般社団法人 Jミルク  
制定 平成30年11月30日

一般社団法人Jミルク（以下「Jミルク」という。）は、生乳増産対策特認事業のうち全国酪農業協同組合連合会が実施する事業（以下、「本事業」という。）に係る助成について、その適正かつ円滑な運営を行うため、酪農乳業産業基盤強化特別対策事業実施要綱（平成29年1月20日制定。以下、「要綱」という。）及び生乳増産対策特認事業実施要領（平成30年11月30日制定。以下、「要領」という。）のほか、この細則に定めるものとする。

## 第1 事業実施主体

本事業が助成の対象とする事業実施主体は全国酪農業協同組合連合会とする。

## 第2 事業の内容

Jミルクは、事業実施主体が、酪農生産基盤を強化する観点から、酪農家が自ら乳用後継牛の確保を推進するに当たり、乳用雌牛の育成を行う施設を設置・運営し、預託される乳用育成牛を増頭させる取り組みについて助成する。

## 第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は平成30年度とする。

## 第4 事業の要件等

- 1 本事業の助成対象となる施設は、事業実施主体が自ら設置・所有の上、直接管理・運営し、外部から乳用雌育成牛の預託を受けている施設であって、平成28年度以降に新たに稼働した施設とする。
- 2 助成対象は、前項の施設において外部から預託されている乳用雌育成牛の頭数とする。
- 3 助成対象頭数の算出方法は、第1項の育成施設における平成30年度の預託頭数が、平成28年度と比べて増加した頭数分とする。
- 4 前項の預託頭数は、育成施設ごとに、平成28年度と29年度及び29年度と30年度の増加頭数をそれぞれ算出して合算することとし、事業実施主体が定める月ごとの基準となる日の頭数で算定するものとする。

## 第5 助成の単価・上限等

- 1 本助成は、育成施設の新增設に係る費用等に充てるため、第4の3の頭数に対し、月額2,800円（税抜き）とする。

2 事業実施主体への助成上限は 30,000,000 円（税抜き）以内とする。

## 第6 事業実施の手順と手続き

### 1 事業実施計画及び助成申請書の提出と承認

- (1) 事業実施主体は、本事業の助成を受けようとする場合、Jミルクが別に定める期日までに、別紙様式第1号の事業実施計画及び助成申請書をJミルクに提出するものとする。
- (2) Jミルクは、事業実施主体から提出された事業実施計画及び助成申請書を審査し、適正と認められた場合、承認するものとする。

### 2 事業実施計画及び助成申請書の変更

事業実施主体は、助成が承認された後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、別紙様式第2号の事業実施計画及び助成変更承認申請書を、Jミルクに提出するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の3割を超える増減
- (3) 助成の増加を伴う事業費の増

### 3 助成金の概算払い

- (1) Jミルクは、この事業の円滑な実施を図るために必要と認めた場合は、原則として、助成承認額の5割を限度として、助成金の概算払いをすることができる。
- (2) 事業実施主体は、助成金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の概算払請求書を、Jミルクに提出するものとする。

### 4 事業の実績報告

- (1) 事業実施主体は、助成承認通知のあった年度の翌年度の4月20日までに、別紙様式第4号の事業実績報告書をJミルクに提出するものとする。
- (2) Jミルクは、提出された事業実績報告書を審査の上、適正と認められる場合、助成金を支払うものとする。

### 5 助成金の返還

- (1) 事業実施主体は、助成金の支払後に、事業の実施要件等に適合しない事実が確認された場合には、当該助成金の全部又は一部について速やかに返還するものとする。
- (2) 事業が終了した場合であっても、実施要件等に適合しない事実が確認された場合は、事業実施主体の責任において、当該助成金の全部又は一部を速やかに返還するものとする。

## 第7 消費税及び地方消費税の取扱い

事業実施主体は、Jミルクに対して助成承認申請書等を提出するに当たり、当該助成金の仕入れに係る消費税等相当額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額）を区分し除いて申請すること。

## 第8 帳簿等の整備保管等

### 1 帳簿等の整備保管

(1) 事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し保管するものとする。

(2) ただし、その保存期間は、この事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

### 2 事業実施状況の聴取等

Jミルクは、この要領に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ事業実施主体に対し調査又は報告を求めることができるものとする。

## 第9 その他

1 事業実施主体は、事業の円滑な実施を図るため、この事業の関係者に対し、他の事業との連携に配慮しつつ事業の推進に努めることとする。

2 事業実施主体は、当該事業の助成を活用し施設の新増設を行った場合は、当該施設等にその旨を標記するものとする。

3 Jミルク会長は、事業の実施状況等を踏まえ、この細則について必要な見直しを行うことができるものとする。

4 この細則に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、Jミルクが別に定めることができるものとする。

## 附則

1 この要領は、Jミルク会長の決裁のあった日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

平成 年度 生乳増産対策特認事業  
事業実施計画及び助成申請書

番 号  
平成 年 月 日

一般社団法人Jミルク  
会長 殿

住所  
団体名  
代表者氏名 印

平成 年度生乳増産対策特認事業を下記のとおり実施したいので、生乳増産対策特認事業実施要領全国酪農業協同組合連合会実施細則第6の1の(1)の規定に基づき、助成金 \_\_\_\_\_円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の内容

別紙様式第1号の別紙「生乳増産対策特認事業実施計画」のとおり

2 連絡先

- (1) 担当者氏名（フリガナ）
- (2) 所属部署・職名
- (3) 郵便番号・住所
- (4) 電話番号・FAX番号
- (5) メールアドレス

3 事業に要する経費及び負担区分

（単位：円）

事業費 ①+② （税抜き）	負担区分（税抜き）		備考
	助成金①	その他②	

4 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 平成 年 月 日

(2) 事業完了予定年月日 平成 年 月 日

5 添付書類等

(1) 生乳増産対策特認事業全国酪農業協同組合連合会実施細則 事業実施計画  
(別紙様式第1号 別紙)

(2) その他事業実施計画の申請に当たり必要な資料

(単位：円、頭)

育成施設 名称 (住所)	月別の預託実績頭数 (【〇年度-前年】がマイナスの場合、差引欄には0と記入すること)														事業費 (税抜き) =合計×2,800円	備考	
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計			
	28年度A														X		
	29年度B														X		
	30年度C														X		
	差引①B-A																
	差引②C-B																
	差引合計																
	28年度A														X		
	29年度B														X		
	30年度C														X		
	差引①B-A																
	差引②C-B																
	差引合計																
合計																	

(注1) 28年度実績及び預託計画頭数の算出根拠を添付すること。

(注2) 預託料金や預託者との契約書の写し等、預託をしていることの証憑を添付すること。

(注3) 助成対象となる外部からの預託であっても、預託中または預託期間終了後に事業実施主体が預託農家から買い取る育成牛(所有権を預託農家に戻さず事業実施主体が預託農家以外に販売する)については除外すること。

(注4) 育成施設の詳細等の資料を添付すること。

別紙様式第2号（事業実施主体⇒Jミルク）

平成 年度 生乳増産対策特認事業  
事業実施計画及び助成変更承認申請書

番 号  
平成 年 月 日

一般社団法人Jミルク  
会長 殿

住所  
団体名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号で助成決定通知のあった生乳増産対策特認事業の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、生乳増産対策特認事業全国酪農業協同組合連合会実施細則の第6の2の規定に基づき申請します。

#### 記

#### 1 変更の理由及び内容

#### 2 生乳増産対策特認事業 事業実施変更計画

(注)：別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう二段書きにし、変更前の内容を（ ）書きで上段に記載すること。

(注)：本様式第2号において発番・押印があるので、上記で添付する別紙様式1については発番・押印は不要です。

平成 年度 生乳増産対策特認事業 概算払請求書

番 号  
平成 年 月 日

一般社団法人Jミルク  
会長 殿

住所  
団体名  
印

代表者氏名

平成 年 月 日付け 第 号で助成決定通知のあった生乳増産対策特認事業の実施について、下記のとおり金 円を概算払いによって交付されたく、生乳増産対策特認事業全国酪農業協同組合連合会実施細則の第6の3の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

（単位：円、税抜き）

交付決定		事業費遂行状況 (平成 年 月 日現在)			既概算払受 領額 ⑤	今回概算払 請求額 ⑥	残額 ⑦= ②-⑤-⑥
事業費 (税抜き) ①	助成金 (税抜き) ②	事業費 (税抜き) ③	助成金	事業費 出来高 ③/① =④			

（注）請求時点での事業実施状況が明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○銀行 ○○支店  
預金種類 ○○預金  
口座番号  
口座名義 (フリガナ)



平成 年度 生乳増産対策特認事業 事業実績報告書

番 号  
平成 年 月 日

一般社団法人Jミルク  
会長 殿

住所  
団体名  
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 第 号で助成決定通知のあった地域生産基盤強化支援事業について、下記のとおり実施したので、酪農生産基盤強化事業地域生産基盤強化支援事業実施要領第7の4の（1）の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の内容

別紙様式第4号の別紙「生乳増産対策特認事業実績報告」のとおり

2 連絡先

- (1) 担当者氏名（フリガナ）
- (2) 所属部署・職名
- (3) 郵便番号・住所
- (4) 電話番号・FAX 番号
- (5) メールアドレス

3 事業に要する経費及び負担区分

（単位：円）

事業費 ①+② （税抜き）	負担区分（税抜き）		備考
	助成金①	その他②	

#### 4 事業に係る精算額

(単位：円)

助成決定額 ①	実績確定額 ②	概算払受領額 ③	精算払請求額 ④=(①or②)-③

(注1) 精算払請求額は、①又は②の何れが低い金額より③を差し引いた金額。

#### 5 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日      平成    年    月    日  
(2) 事業完了年月日      平成    年    月    日

#### 6 振込先金融機関名等

金融機関名      ○○銀行    ○○支店  
預金種類      ○○預金  
口座番号  
口座名義 (フリガナ)

#### 7 添付書類

- (1) 生乳増産対策特認事業 全国酪農業協同組合連合会実施細則実績報告  
(別紙様式第4号 別紙)  
(2) 実施細則第5の1に係る育成施設等に関する資料  
(3) その他、実績報告に必要な書類等

生乳増産対策特認事業 全国酪農業協同組合連合会実施細則 事業実績報告

(単位：円、頭)

育成施設 名称 (住所)	月別の預託実績頭数 (【〇年度-前年】がマイナスの場合、差引欄には0と記入すること)														事業費 (税抜き) =合計×2,800円	備考	
	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計			
	28年度A														X		
	29年度B														X		
	30年度C														X		
	差引①B-A																
	差引②C-B																
	差引合計																
	28年度A														X		
	29年度B														X		
	30年度C														X		
	差引①B-A																
	差引②C-B																
	差引合計																
合計																	

(注1) 預託実績頭数の算出根拠を添付すること。